



学法富岡幼稚園防火パレード(2009年11月9日撮影)

インフルエンザ予防接種を希望する65歳以上の皆さまへ

町は、65歳以上の方と、60歳以上65歳未満で重い障がいのある方に対して、インフルエンザ予防接種の助成を行ないます。

【期間】 平成30年10月1日(月)～12月31日(月)

【対象者】 ①富岡町に住民登録のある、接種日当日で満65歳以上の方

②富岡町に住民登録のある、接種日当日で満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害があり、日常生活が極度に制限される方(身体障害者手帳1級をお持ちの方)

【助成額】 全額助成(自己負担なし)

※助成回数は年度内1回に限ります。

◇接種にかかる手続き

【県内にお住まいの方】

昨年度接種された方には個別に通知しました。昨年度接種しておらず今年度接種を希望する方は、事前に健康づくり係までご連絡ください。接種に必要な予診票、パンフレット、接種済証を送付します。また、いわき・郡山各支所の窓口でも交付します。

【県外にお住まいの方】

原発避難者特例法により、避難先の市町村で接種ができます。希望する方は、避難先市町村の予防接種担当窓口にお問い合わせください。

なお、市町村によって助成額が異なり、自己負担金が生じる場合があります。自己負担が生じた場合は還付しますので、健康づくり係までご連絡ください。

【その他】

接種する際は、事前に医療機関に予約をしてください。なお、富岡町内では町立とみおか診療所及び、富岡中央医院で接種することができます。

岡健康福祉課 健康づくり係

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員の日に合わせて、人権擁護委員による人権相談所を下記の日程で開設します。お気軽にご利用ください。

【日時】 平成30年12月6日(木) 10:00～15:00

【場所】 富岡町役場本庁舎 1階ロビー

【内容】 家庭内や学校、職場での暴力問題、いじめ、差別、近隣関係等に関する相談

※相談は無料で秘密は守られます。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

岡住民課 住民係

福島県家賃等支援事業助成金について

福島県は、民間賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住することを余儀なくされている世帯を対象とした家賃等の助成支援事業を、平成31年度も引き続き実施することとしました。

対象となる世帯、助成金の額は以下のとおりですが、**平成31年4月以降に仮設住宅等の退去が決定した方はこの事業の対象とはなりませんのでご注意ください。**

詳細は、平成31年3月下旬に福島県があらためて公表する予定です。なお、今年度(平成30年4月から平成31年3月分)の助成金の申請期限は、平成31年3月31日から9月30日まで半年間延長されていますので合わせてお知らせします。

【助成対象世帯】

- ①東京電力からの平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住している世帯
- ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、平成31年6月30日までに賃貸住宅等(公営住宅も含む)へ移転した世帯
※平成31年4月以降に応急仮設住宅等の退去が決定した方は対象となりません。

【助成金の額】

平成31年度は上限額が次の通り設定されます。

- ①賃貸住宅等1戸につき、入居者4人までが月6万円、5人以上は月9万円
※平成31年3月分助成額がこれを下回る場合は、その助成月額まで
- ②応急仮設住宅に係る超過分の家賃負担額は、支援対象外

☎福島県家賃等支援事務センター
☎0120-900-775

広報とみおか 掲載広告を募集しています

広報発行部数	全戸配布 7,700部
広告掲載位置	毎月第一金曜日発行の広報とみおか「お知らせページ」の下段
規格・掲載料	1号広告 縦5cm×横8cm 町内事業者等(※)：5,000円 前述以外の者：10,000円
	2号広告 縦5cm×横16cm 町内事業者等(※)：10,000円 前述以外の者：20,000円
広告内容	行政広報の公共性や品位を損なう恐れが無く、町民に不利益を与えないもの。なお、内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、町が推奨するものではありません。
掲載申し込み	「富岡町広報とみおか掲載取扱要綱」等の規定を遵守し、「広報とみおか掲載申請書」及び広告原稿を、掲載希望広報紙発行日の50日前必着で郵送またはメールで提出してください。
申し込み先	富岡町役場 企画課 広聴広報係 〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1 ☎0240-22-2111 E-mail：tom0200-006@tomioka-town.jp

※町内事業者等とは

- ①平成23年3月11日時点で、町内に事務所又は営業所を置いていた者。
- ②平成23年3月11日時点から広報紙掲載時点まで、富岡町に住所を有する者。又は平成23年3月11日以降、町外に住所を移転した者が新たに町内又は町外で起業した事業所等。
- ③広報紙掲載時点で富岡町内に事業所又は営業所を置く者。
- ④富岡町の復興に寄与する事業を営む者。

☎企画課 広聴広報係

避難指示解除区域の片付けごみ回収事業が終了します

環境省による自宅等の片付けごみ回収事業が、本年度をもって終了します。また、併せてこれまで町が行っていたフレコンバッグの配布も終了となりますので、訪問回収及びフレコンバッグを希望される方は、必ず期限内に下記までお申し込みください。

【片付けごみ個別訪問回収の申込先】

富岡町回収連絡センター

受付時間：8：30～17：30(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

☎0120-707-110

最終受付：平成31年3月19日(火) 17：30

【フレコンバッグ配布窓口】

富岡町役場復興推進課 除染対策係(本庁舎1階)

受付時間：8：30～17：15(土日祝日は日直が対応します)

最終受付：平成31年3月19日(火) 17：15

<帰還困難区域でのごみ回収について>

引き続き、環境省事業によるごみステーションでのごみ回収を行います。また、特定復興再生拠点区域では、戸別回収業務も実施します。

☎復興推進課 除染対策係

「指定ごみ袋」による分別回収を再開します

平成31年4月から、避難指示が解除された区域で「双葉地方広域市町村圏組合が指定したごみ袋」による分別回収が再開されます。分別方法や回収日等、詳細については平成30年度末に配布予定の「平成31年度版ごみカレンダー」に掲載します。

【指定ごみ袋の種類】

燃えるごみ、燃えないごみ、ビン類、カン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装

☎双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター

☎0240-25-4609(8：30～17：15)

※土日祝日、12月29日～1月3日を除く

又は、生活環境課 環境衛生係

柿を原料とした乾燥果実(あんぽ柿、干し柿等)加工に関するお願い

柿は、乾燥加工により放射性物質濃度が食品衛生法上の基準値(一般食品で放射性セシウム100Bq/kg)を超過する懸念があることから、富岡町内において平成30年度産の柿を乾燥果実(あんぽ柿、干し柿等)へ加工することはお控えください。

なお、次年度以降、出荷を目的に生柿または柿を加工した乾燥果実を生産する見込みのある方は、福島県相双農林事務所双葉農業普及所までご連絡ください。

また、ご不明な点につきましても、下記までお問い合わせください。

☎福島県相双農林事務所双葉農業普及所

☎0240-23-6473

特定用途建築物基本計画と説明会についてのお知らせ

町は、快適な生活環境の確保とより良いまちづくりを推進し良好な近隣関係を形成するため、町内に特定用途建築物(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、寄宿舍、共同住宅、その他規則で定める用途の建築物)を建築する場合に事前に計画書の提出を求めています。

この度、基本計画書が提出されましたのでお知らせします。なお、下記のとおり説明会を行いますのでご案内します。

① (仮称)一般社団法人アンプラーージュ様 集合住宅 新築工事

所在	富岡町本町2丁目38、39地内
用途	長屋住宅(業種：サービス業不動産賃貸)
規模	地上2階 16住戸 高さ7.416m 延べ床面積772.42㎡
工事期間	平成31年1月～平成31年6月 完成予定
建築主	富岡町中央2丁目33 一般社団法人アンプラーージュ 代表理事 坂本正成

説明会

【日時】 平成30年11月28日(水) 13:30～14:30
【場所】 富岡町文化交流センター「学びの森」 2階 第1研修室
【問合わせ】 (建築主代理人)大東建託(株)山形支店 設計担当
 山形県山形市松波1-15-2 ☎023-634-5121(担当：阿部)

② 正栄商事有限会社様 D-room 新築工事

所在	富岡町大字本岡字本町83番地
用途	共同住宅(業種：サービス業不動産賃貸)
規模	地上3階 18住戸 高さ9.995m 延べ床面積592.64㎡
工事期間	平成30年12月～平成31年5月 完成予定
建築主	いわき市小名浜字上町14番地 正栄商事有限会社

説明会

【日時】 平成30年11月26日(月) 9:30～11:30
【場所】 富岡町文化交流センター「学びの森」 1階 小ホール
【問合わせ】 (建築主代理人)大和ハウス工業(株)営業担当
 いわき市平字菱川町4-1 ☎0246-22-4452(担当：遠藤)

回復旧課

福島地方法務局と福島県土地家屋調査士会が境界問題解決を支援

福島地方法務局と福島県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援します。

【筆界特定制度(境界を明らかにする制度)】

- 法務局の職員が、専門家の意見をもとに現地で筆界を特定します(申請者等の意見に拘束されずに、筆界を探します。ただし、所有権に関する問題を直接解決することはできません)。

☎福島地方法務局不動産登記部門 ☎024-534-2048

【調査士会ADR(境界全般を解決)】

- 土地家屋調査士が、弁護士と共に相談や調停に応じます(民間による柔軟な解決を支援します。ただし、相手方の応諾が無いと手続きを進めることはできません)。

☎境界紛争解決支援センターふくしま ☎024-535-3937



県外避難者個別相談・マイナンバー窓口 開設のお知らせ



福島県外において、避難生活等に関する個別相談会を開催します。
 長期にわたる県外での避難生活や住まい、帰還に関する相談、全国のコンビニエンスストア等で住民票等各種証明書が取得できる便利なマイナンバーカードのお申し込み受け付け等に、富岡町役場職員が直接お伺いして、下記のとおり窓口を開設します。
 皆さまのお越しをお待ちしております。

県外避難者個別相談・マイナンバー窓口 開催会場一覧

開設日	開設窓口(住所)		最寄駅 駐車場の有無	受付時間
12月1日 (土)	栃木県	栃木県職員会館ニューみくら 中会議室 2階 (宇都宮市昭和1丁目3-6)	JR宇都宮駅 バス県庁前下車 徒歩7分 ・ 東武宇都宮駅 徒歩10分 駐車場あり(無料)	13:30～16:45
12月2日 (日)	栃木県	黒磯公民館(いきいきふれあいセンター) 視聴覚室 3階 (那須塩原市桜町1番5号)	JR東北線 黒磯駅 徒歩15分 駐車場あり(無料)	11:30～15:00

県外避難者個別相談会でのお取扱内容

- 避難生活相談窓口
 住まい、生活支援、帰還に関する情報、賠償関係、町内の復興状況に関することなど。
 ※内容によっては、後日の回答とさせていただきます場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- マイナンバー窓口
 マイナンバーカード申請の受付、マイナンバーカードの使い方などに関するご相談。
- マイナンバー教室の開催
 会場にて、マイナンバー教室を開催します。マイナンバーの仕組みや使い方について、資料を見ながら簡単にご案内いたします。この機会にマイナンバーについての知識を深めてみませんか。
 ・開催時間 各会場とも 14:00～
 ※参加ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。定員制ではありません。
- とみおかアプリ説明会&体験会開催
 スマートフォンやタブレットで使えるアプリを、実際に操作して体験します。
 ※予約制ではありません。
 ※ご利用者が多い場合は、受け付けに時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってお越しください。
 ※上記日程は平成30年11月上旬時点での予定です。

☎住民課 避難生活支援係(避難生活相談)
 住民係(マイナンバーカード担当)

消防署からのお知らせ

全国火災予防運動ってなんだろう？

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い命を守るとともに財産の損失を防ぐことを目的としています。

- 全国火災予防運動は年に2回実施しています。
- 3月1日～3月7日 「春季全国火災予防運動」
- 11月9日～11月15日 「秋季全国火災予防運動」



ストーブ火災に注意しましょう！

秋が深まり、ストーブを使い始める時期に入りました。使用を始める場合は、ホコリの除去や機器に異常がないか確認してください。

ストーブのうち、最も火災の危険が高いと思うものについて質問したアンケート調査の結果、8割以上の方が石油ストーブと回答しました。しかし、実際には電気ストーブの火災が最も多く発生しています。(ストーブ火災のうち、電気ストーブの火災は7割以上)

【事例1】

住宅1階居室内で、電気ストーブをつけたまま就寝してしまい、掛け布団が接触し出火したことで死者がでました。

【事例2】

住宅2階脱衣所内の突っ張り棒にかけていた繊維製品が使用中の電気ストーブ上に落下し出火したことで死者がでました。

※電気ストーブの前面10cm以内では、ストーブに接していなくても燃えやすい物から発火する可能性が確認されています。



◆出火防止のポイント

- ①燃えやすい物の近くや、物が落下するおそれのある所では使用しない。
- ②外出する時や就寝時は、火(電源)を消す。
- ③持ち運びは、必ず火(電源)を消してから行う。
- ④石油ストーブは火のついたまま給油しない。
- ⑤必ず説明書を読み、正しく使用する。



平成30年度全国統一防火標語
「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

火事と救急は119番

<消防署連絡先>

- ◇浪江消防署 0240-34-4111
- ◇富岡消防署 0240-22-2119



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>
どっぴー公式フェイスブック <http://www.facebook.com/tomippi/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までのお送りください。